

令和2年7月16日 午後3時30分から

区役所8階 特別会議室

令和2年度第1回 足立区環境審議会資料

<審議事項>

- | | | |
|-------|---------------------------|------|
| 審議事項1 | 食品ロス削減推進計画の基本的事項について | ・・・1 |
| 審議事項2 | 足立区基本計画の見直しについて | ・・・3 |
| 審議事項3 | 地域気候変動適応計画の策定に向けた将来予測について | ・・・4 |

<報告事項>

- | | | |
|-------|------------------------|-------|
| 報告事項1 | 区内の二酸化炭素排出量の算定結果について | ・・・5 |
| 報告事項2 | 家庭ごみ排出量及び資源化量、資源化率について | ・・・8 |
| 報告事項3 | 資源持去り防止対策の実施結果について | ・・・11 |
| 報告事項4 | ごみ屋敷対策及び落書き対策の実施状況について | ・・・13 |
| 報告事項5 | 不法投棄対策の実施状況について | ・・・16 |

令和 2 年度第 1 回足立区環境審議会資料

件 名	食品ロス削減推進計画の基本的事項について
所管部課名	環境部環境政策課、ごみ減量推進課
内 容	<p>食品ロス削減推進計画の検討に先立ち、法と政府基本方針について整理する。</p> <p>1 食品ロスの削減の推進に関する法律の概要 2 ページのとおり</p> <p>2 同法第 11 条に基づく政府基本方針の概要</p> <p>(1) 日本の現状（出典：農林水産省、環境省、総務省の調査報告等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料自給率は 37% ・ 一般廃棄物の処理に市区町村等が年間約 2 兆円を支出 ・ 食費が家計に占める割合は約 4 分の 1 ・ 食品ロス量は年間 643 万トンで国連の食料援助量の約 1.6 倍に相当 事業系が 61%、家庭系が 39%を占める。 <p>(2) 世界の主な状況（出典：国連食糧農業機関の調査報告等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料廃棄量は年間約 13 億トンで、食料生産の約 3 分の 1 ・ 食料の生産に伴う CO₂ 排出量は世界全体の排出量の約 25% ・ 飢えや栄養で苦しんでいる人は約 8 億人 ・ SDGs でも食料廃棄の減少が重要な柱に位置付け <p>(3) 食品ロス削減のための基本的な方向 消費者と食品関連事業者等がそれぞれ求められる行動を理解し、実践するとともに双方のコミュニケーションを活性化していく。</p> <p>(4) 基本的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育及び学習の振興と普及啓発、食品関連事業者等の取組み支援 ・ 表彰・実態調査及び調査・研究の推進、情報の収集及び提供 ・ 未利用食品を提供するための活動の支援等 <p>(5) 地方公共団体の食品ロス削減推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から重要な位置づけを有する。 ・ 策定にあたり、地域の特性に応じた取組み、削減目標の設定、廃棄物処理計画との整合に留意する。 <p>(6) 食品ロスの削減目標</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 食品ロス量を 2030 年度までに 2000 年度比半減させる。 ② 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合（*）を 80%にする。 <p>* 2018 年度調査では 71.0%（消費者庁 消費者の意識に関する調査）</p>

食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

➡多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第14条～第19条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

施行期日：公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

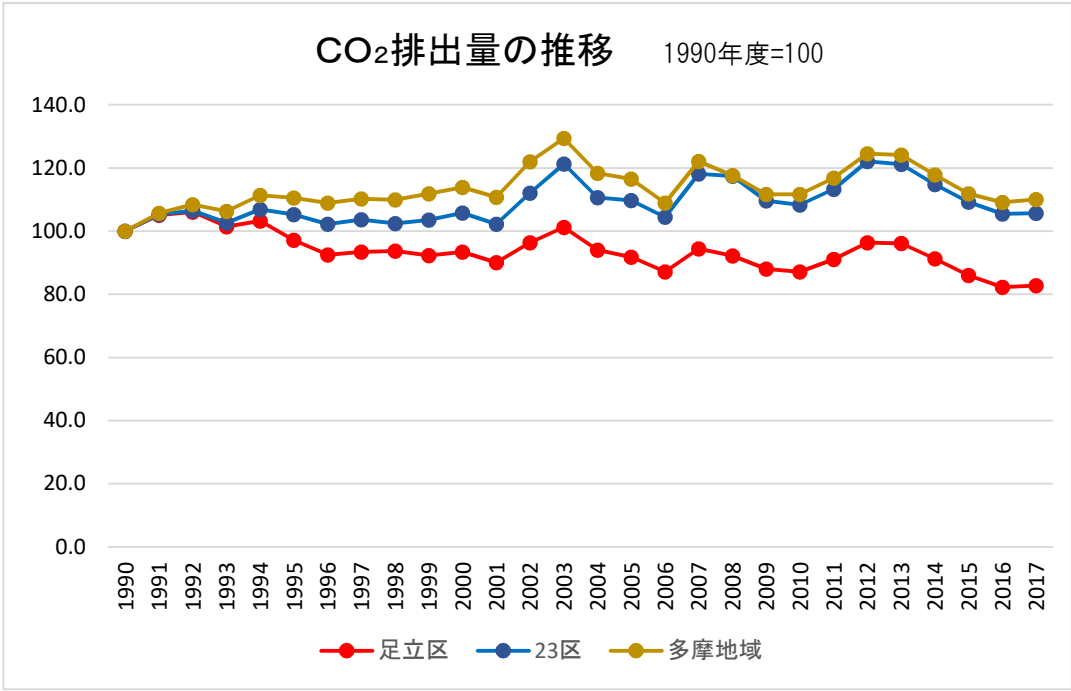
令和 2 年度第 1 回足立区環境審議会資料

件 名	足立区基本計画の見直しについて
所管部課名	環境部環境政策課、ごみ減量推進課、生活環境保全課
内 容	<p>環境基本計画の上位計画である足立区基本計画の中間検証と見直しが実施される。今後の環境基本計画の見直しにも深くかかわる 3 つの施策（以下「環境施策」という。）については、本日の環境審議会のご意見を踏まえ、見直し案を取りまとめたい。</p> <p>1 見直しのポイント</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症、令和元年台風第 19 号など、区民生活に大きな影響を与えた事象により浮き彫りとなった課題への対応</p> <p>(2) 在住外国人の増加、I C T 技術の進歩など、社会状況の変化により生じた課題等への対応</p> <p>(3) 「文化・読書・スポーツ分野計画」や「総合交通計画」など、新たに策定、改定された分野別計画との整合</p> <p>(4) 各指標の達成度による見直し</p> <p>(5) S D G s (＊) の視点を盛り込む</p> <p>＊ S D G s とは、「Sustainable Development Goals」(持続可能な開発目標)の略称で、2015 年、国連において、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択された。国の実施方針では、地方自治体に対して、各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たっては S D G s の要素を最大限反映し、S D G s 達成に向けた取り組みを促進するよう求めている。</p> <p>2 現行の環境施策 (別紙 1 のとおり)</p> <p>3 環境施策の見直し案 (別紙 2 のとおり)</p>

令和2年度第1回足立区環境審議会資料

件名	地域気候変動適応計画の策定に向けた将来予測について																														
所管部課名	環境部環境政策課																														
内容	<p>気候変動適応計画の策定に向け、将来予測のデータを示す。</p> <p>1 気象庁「地球温暖化予測情報 第9巻」における気候変化予測結果 <u>地球温暖化が最も進行する場合の21世紀末の東京都の気温と降水の予測</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 年平均気温が100年で約4℃上昇、現在の種子島（鹿児島）と同程度 現在の年平均気温の平年値 東京：15.4℃ 種子島：19.6℃ 日最高気温が35℃以上の猛暑日が年間約40日増加 滝のように降る雨（1時間降水量50mm以上）の発生が2倍以上 降水のない日も増加 <p>2 温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究（*）における予測結果 気候、農業、自然災害、健康等の分野について、21世紀半ばと21世紀末について、4つの気候モデルと3つの温室効果ガス排出シナリオごとに予測している。足立区周辺の予測は以下のとおり。</p> <p>* 環境省環境研究総合推進費S-8（2010年～2014年）</p> <p>(1) 21世紀半ばの予測</p> <table border="1" data-bbox="416 1205 1350 1505"> <thead> <tr> <th></th> <th>厳しい対策を取った場合</th> <th>厳しい対策を取らなかった場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年平均気温の上昇</td> <td>1℃～2℃</td> <td>2℃～3℃</td> </tr> <tr> <td>年降水量の変化</td> <td>0～10%増</td> <td>0～10%増</td> </tr> <tr> <td>熱中症搬送者数</td> <td>1.6～1.8倍</td> <td>1.8～2.0倍</td> </tr> <tr> <td>熱ストレス超過死亡者数</td> <td>1～3倍</td> <td>1～3倍</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 21世紀末の予測</p> <table border="1" data-bbox="416 1556 1350 1856"> <thead> <tr> <th></th> <th>厳しい対策を取った場合</th> <th>厳しい対策を取らなかった場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年平均気温の上昇</td> <td>2℃～3℃</td> <td>4℃～5℃</td> </tr> <tr> <td>年降水量の変化</td> <td>10～20%増</td> <td>10～20%増</td> </tr> <tr> <td>熱中症搬送者数</td> <td>1.8～2.0倍</td> <td>4～6倍</td> </tr> <tr> <td>熱ストレス超過死亡者数</td> <td>1～3倍</td> <td>6～8倍</td> </tr> </tbody> </table>		厳しい対策を取った場合	厳しい対策を取らなかった場合	年平均気温の上昇	1℃～2℃	2℃～3℃	年降水量の変化	0～10%増	0～10%増	熱中症搬送者数	1.6～1.8倍	1.8～2.0倍	熱ストレス超過死亡者数	1～3倍	1～3倍		厳しい対策を取った場合	厳しい対策を取らなかった場合	年平均気温の上昇	2℃～3℃	4℃～5℃	年降水量の変化	10～20%増	10～20%増	熱中症搬送者数	1.8～2.0倍	4～6倍	熱ストレス超過死亡者数	1～3倍	6～8倍
	厳しい対策を取った場合	厳しい対策を取らなかった場合																													
年平均気温の上昇	1℃～2℃	2℃～3℃																													
年降水量の変化	0～10%増	0～10%増																													
熱中症搬送者数	1.6～1.8倍	1.8～2.0倍																													
熱ストレス超過死亡者数	1～3倍	1～3倍																													
	厳しい対策を取った場合	厳しい対策を取らなかった場合																													
年平均気温の上昇	2℃～3℃	4℃～5℃																													
年降水量の変化	10～20%増	10～20%増																													
熱中症搬送者数	1.8～2.0倍	4～6倍																													
熱ストレス超過死亡者数	1～3倍	6～8倍																													

令和2年度第1回足立区環境審議会資料

件名	区内の二酸化炭素排出量の算定結果について																				
所管部課名	環境部環境政策課																				
内容	<p>オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」から 2017 年度の二酸化炭素（以下「CO₂」という。）排出量の算定結果が送付されたので、概要を報告する。</p> <p>1 足立区と 23 区、多摩地域の CO₂ 排出量 単位：万トン</p> <table border="1" data-bbox="384 701 1453 960"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017 年度 排出量</th> <th>前年度比</th> <th>2013 年度比</th> <th>1990 年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区</td> <td>220.2</td> <td>0.7%</td> <td>▲13.9%</td> <td>▲17.2%</td> </tr> <tr> <td>23 区</td> <td>4,365.0</td> <td>0.3%</td> <td>▲12.7%</td> <td>5.8%</td> </tr> <tr> <td>多摩地域</td> <td>1,440.0</td> <td>0.8%</td> <td>▲11.4%</td> <td>10.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>足立区環境基本計画に定める CO₂ 削減目標（基準年：2013 年度） 2024 年度 ▲23% 2030 年度 ▲35%</p> 		2017 年度 排出量	前年度比	2013 年度比	1990 年度比	足立区	220.2	0.7%	▲13.9%	▲17.2%	23 区	4,365.0	0.3%	▲12.7%	5.8%	多摩地域	1,440.0	0.8%	▲11.4%	10.0%
	2017 年度 排出量	前年度比	2013 年度比	1990 年度比																	
足立区	220.2	0.7%	▲13.9%	▲17.2%																	
23 区	4,365.0	0.3%	▲12.7%	5.8%																	
多摩地域	1,440.0	0.8%	▲11.4%	10.0%																	

都内区市別CO₂排出量上位30自治体 (2017年度 単位：万トンCO₂)

1	港	379.3	11	江戸川	208.5	21	北	112.6
2	大田	295.8	12	板橋	193.6	22	台東	110.8
3	江東	282.0	13	品川	192.2	23	目黒	106.1
4	千代田	275.9	14	練馬	187.2	24	府中	100.5
4	新宿		15	杉並	157.5	25	中野	93.1
6	世田谷	273.3	16	豊島	146.8	26	多摩	70.3
7	足立	220.2	17	葛飾	139.4	27	立川	70.1
8	八王子	215.3	18	町田	121.8	28	調布	69.1
9	渋谷	211.6	19	墨田	113.8	29	荒川	65.2
10	中央	211.2	20	文京	113.1	30	日野	62.5

2 2017年度の部門別のCO₂排出割合

	産業	家庭	業務	自動車	その他
足立区	9.4%	39.6%	23.6%	20.1%	7.3%
23区	5.8%	31.3%	43.6%	12.4%	6.9%
多摩地域	12.3%	37.3%	30.7%	15.5%	4.2%

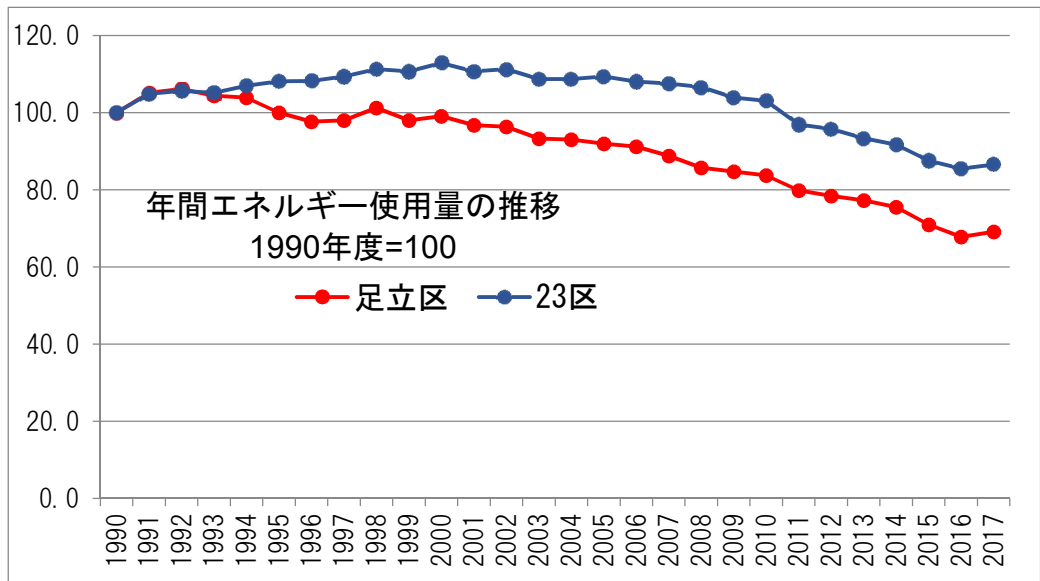
3 足立区のCO₂排出量の部門別推移

単位：千トン

	2013 基準年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	基準年度比 増減率	2017年度 排出量の 都内順位
農業水産業	2	1	1	1	▲50.0%	28位
建設業	56	38	34	39	▲30.4%	8位
製造業	190	168	173	167	▲12.1%	6位
産業部門計	248	208	208	208	▲16.1%	5位
家庭	989	859	845	873	▲11.7%	4位
業務	611	541	533	520	▲14.9%	13位
民生部門計	1,599	1,399	1,378	1,393	▲12.9%	12位
自動車	545	522	445	442	▲18.9%	2位
鉄道	82	76	74	73	▲11.0%	7位
運輸部門計	627	598	518	515	▲17.9%	2位
廃棄物部門	84	81	82	86	2.4%	3位
総合計	2,558	2,287	2,187	2,202	▲13.9%	7位

※ 端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

4 エネルギー消費量の推移



5 結果の分析

CO₂排出量、エネルギー使用量とも前年度より微増し、特に家庭部門が増加した。2017年度は、冬の寒さが厳しく、暖房や給湯のエネルギー需要が増えた影響と考えられ、他の区市や国内排出量でも同様の傾向がみられる。

(参考)

- (1) 東京の冬（12月～2月）の平均気温（気象庁データ）
2016年度 7.2℃（平年比+1.1℃）
2017年度 5.6℃（平年比-0.5℃）
- (2) 最低気温が氷点下になった日数（気象庁アメダスのデータ）
2016年度 東京 6日 練馬 31日 越谷 51日
2017年度 東京 9日 練馬 43日 越谷 64日
- (3) 区内のエネルギー使用量（家庭部門）（オール東京データ）
2016年度を100とした場合の2017年度の実績
灯油 120.3 都市ガス 104.0

6 今後の方針等

引き続き、設備・機器の買替え助成や、省エネの啓発等エネルギー使用量を削減する取組みを進め、第三次足立区環境基本計画のCO₂排出量削減目標達成を目指していく。

令和 2 年度第 1 回足立区環境審議会資料

件 名	家庭ごみ排出量及び資源化量、資源化率について																																																																																												
所管部課名	環境部ごみ減量推進課																																																																																												
内 容	<p>令和元年度のごみ量（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ）及び資源化量、資源化率について、以下のとおり報告する。</p> <p>なお、端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。</p> <p>1 家庭ごみ排出量の推移（10P グラフ 1） 単位：t</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>燃やすごみ</th> <th>燃やさないごみ</th> <th>粗大ごみ</th> <th>合計</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>126,170</td> <td>3,273</td> <td>5,050</td> <td>134,493</td> <td>1,178</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>125,402</td> <td>3,312</td> <td>4,601</td> <td>133,315</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ごみ量には、事業系有料ごみ処理券を貼付した事業系ごみを含む。</p> <p>2 1人一日当たりの家庭ごみ排出量の推移（10P グラフ 2）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度 項目</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和 元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ量</td> <td>561.1</td> <td>545.0</td> <td>539.9</td> <td>530.5</td> <td>533.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和元年度目標値……………520g 単位：g</p> <p>3 資源回収量（10P グラフ 3）</p> <p>(1) 品目別 単位：t</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行政 回 収 等</th> <th>品目</th> <th>古紙</th> <th>びん</th> <th>缶</th> <th>ペット ボトル</th> <th>食品 トレイ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>7,377</td> <td>4,589</td> <td>1,512</td> <td>2,645</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>6,214</td> <td>4,730</td> <td>1,469</td> <td>2,423</td> <td>3</td> </tr> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">品目</th> <th colspan="2">RVM</th> <th rowspan="2">合計</th> <th rowspan="2">増減</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>飲料缶</th> <th>ペット</th> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>16,126</td> <td>871</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>50</td> <td>366</td> <td>15,255</td> <td>－</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">集 団 回 収</th> <th>品目</th> <th>古紙</th> <th>びん</th> <th>缶</th> <th>古布</th> <th>合計</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>9,018</td> <td>7</td> <td>387</td> <td>124</td> <td>9,536</td> <td>△713</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>9,729</td> <td>9</td> <td>389</td> <td>122</td> <td>10,249</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table>		燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	合計	増減	令和元年度	126,170	3,273	5,050	134,493	1,178	平成 30 年度	125,402	3,312	4,601	133,315	－	年度 項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	ごみ量	561.1	545.0	539.9	530.5	533.0	行政 回 収 等	品目	古紙	びん	缶	ペット ボトル	食品 トレイ	令和元年度	7,377	4,589	1,512	2,645	3	平成 30 年度	6,214	4,730	1,469	2,423	3		品目	RVM		合計	増減		飲料缶	ペット	令和元年度	－	－	16,126	871		平成 30 年度	50	366	15,255	－		集 団 回 収	品目	古紙	びん	缶	古布	合計	増減	令和元年度	9,018	7	387	124	9,536	△713	平成 30 年度	9,729	9	389	122	10,249	－
		燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	合計	増減																																																																																							
	令和元年度	126,170	3,273	5,050	134,493	1,178																																																																																							
	平成 30 年度	125,402	3,312	4,601	133,315	－																																																																																							
	年度 項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度																																																																																							
	ごみ量	561.1	545.0	539.9	530.5	533.0																																																																																							
	行政 回 収 等	品目	古紙	びん	缶	ペット ボトル	食品 トレイ																																																																																						
		令和元年度	7,377	4,589	1,512	2,645	3																																																																																						
	平成 30 年度	6,214	4,730	1,469	2,423	3																																																																																							
		品目	RVM		合計	増減																																																																																							
飲料缶			ペット																																																																																										
令和元年度	－	－	16,126	871																																																																																									
平成 30 年度	50	366	15,255	－																																																																																									
集 団 回 収	品目	古紙	びん	缶	古布	合計	増減																																																																																						
	令和元年度	9,018	7	387	124	9,536	△713																																																																																						
	平成 30 年度	9,729	9	389	122	10,249	－																																																																																						

資源回収量については、古紙市況の低迷による集団回収事業者の撤退等により、特に集団回収の古紙回収量が減少した。

(2) 行政回収量と集団回収量の合計 単位：t

	行政回収量	集団回収量	合計	増減
令和元年度	16,126	9,536	25,662	158
平成30年度	15,255	10,249	25,504	—

4 資源化率 (10P グラフ3)

(1) ごみ総量に対する資源化率

令和元年度目標値……………20.1% 単位：t

	ごみ総量	資源化量	資源化率(*)
令和元年度	160,155	30,503	19.05%
平成30年度	158,819	30,307	19.08%

* 資源化率 = 資源化量 ÷ ごみ総量

資源化量・・・資源行政・集団回収量 + 燃やさないごみ・粗大ごみ資源化量
 ごみ総量・・・家庭ごみ排出量 + 資源行政・集団回収量

(2) 燃やさないごみの資源化率

令和元年度目標値……………90% 単位：t

	回収量	資源化量	資源化率
令和元年度	3,273	2,987	91.3%
平成30年度	3,312	3,034	91.6%

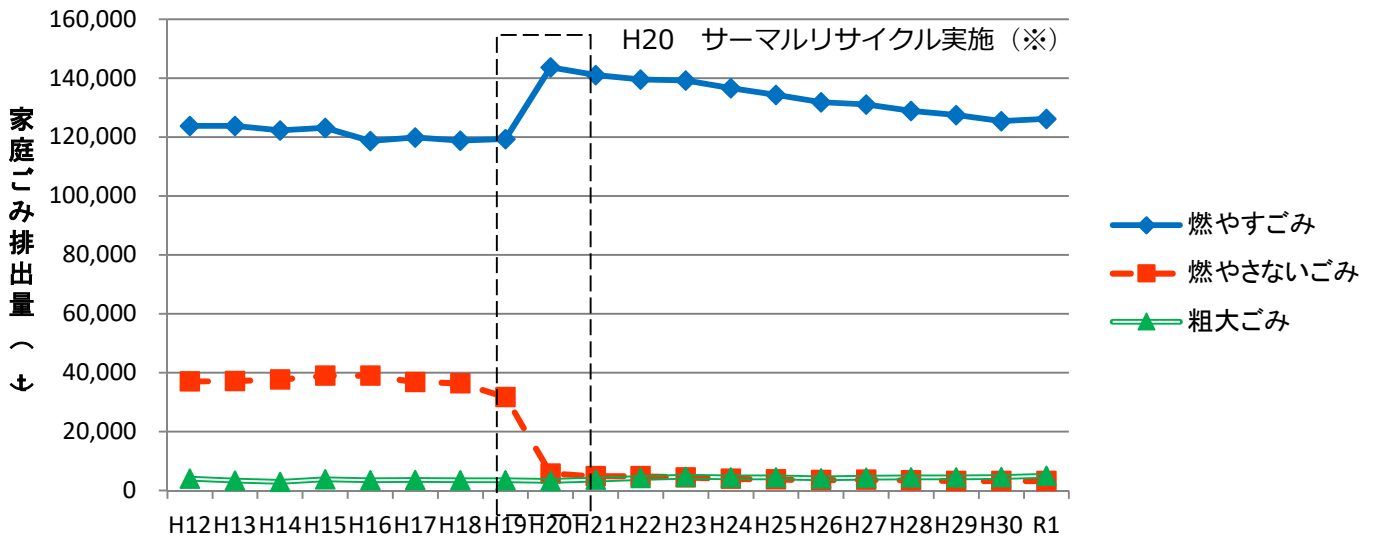
残り約9%は、廃プラスチックや陶磁器類の粉状の物であり、別途費用をかければ、製紙工場等で使用される固形燃料にすることができる。

(3) 粗大ごみの資源化率

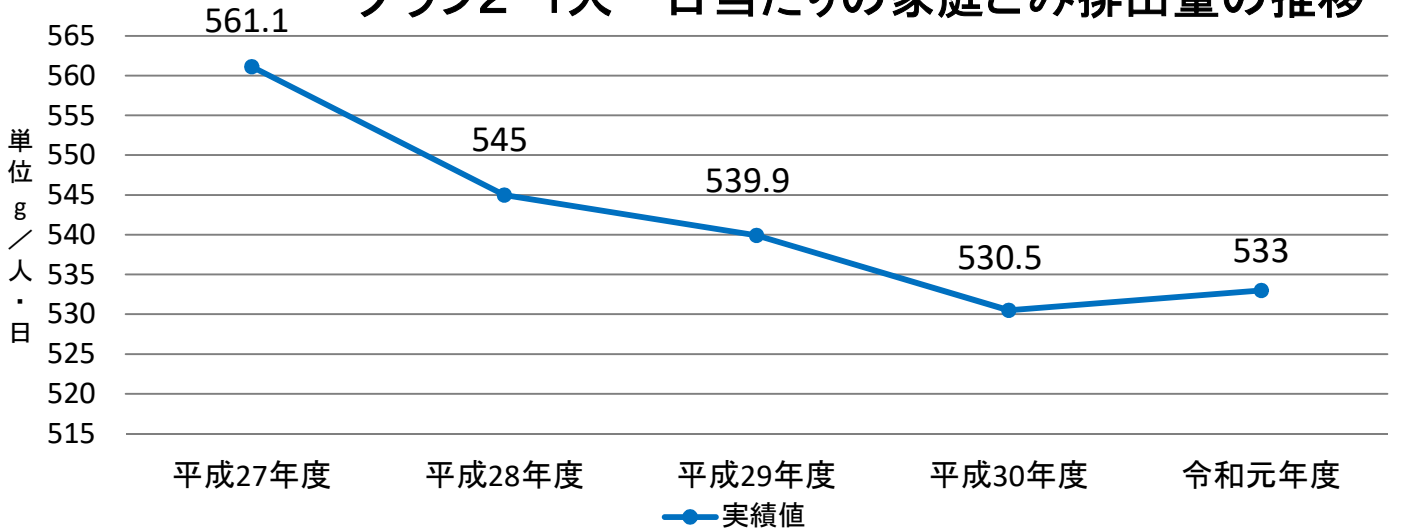
令和元年度目標値……………40% 単位：t

	回収量	資源化量	資源化率
令和元年度	5,050	1,854	36.7%
平成30年度	4,601	1,769	38.5%

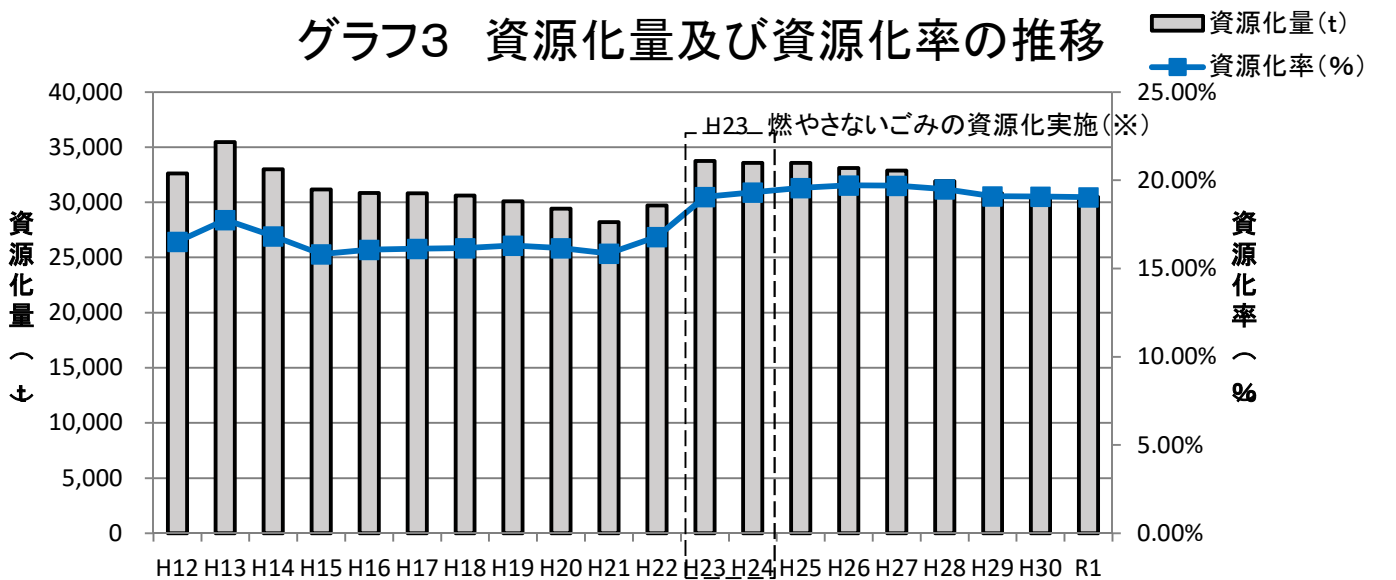
グラフ1 家庭ごみ排出量の推移



グラフ2 1人一日当たりの家庭ごみ排出量の推移



グラフ3 資源化量及び資源化率の推移



令和2年度第1回足立区環境審議会資料

件 名	資源持去り防止対策の実施結果について																														
所管部課名	環境部ごみ減量推進課																														
内 容	<p>令和元年度の資源持去り防止対策の実施結果について報告する。</p> <p>1 資源持去り防止指導員によるパトロール（車両1台2人体制） 持去り行為を繰り返す者に対し、警告書や収集運搬禁止命令による行政指導や過料等を科す。 実施日時：月曜日から土曜日の午前7時から正午まで</p> <p>【資源持去り防止指導員によるパトロール実績】 単位：件</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>注意等</th> <th>警告</th> <th>過料</th> <th>収集運搬 禁止命令</th> <th>氏名等 公表 (*)</th> <th>罰金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,941</td> <td>1</td> <td>24</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>3,981</td> <td>2</td> <td>32</td> <td>30</td> <td>13</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 区役所前掲示場及び区ホームページに、30日間掲載。</p> <p>2 民間警備会社によるパトロール（車両2台4人体制） 持去り行為を発見した際に、注意喚起や条例周知、原状回復を促す。 不法投棄物を発見した際は、ごみ減量推進課から管理者に連絡し対応を依頼している。 実施日時：月曜日から土曜日の午前4時から午前8時まで 時間帯は弾力的に変更</p> <p>【民間警備会社によるパトロール実績】 単位：件</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>口頭注意（資源持去り禁止 条例周知チラシ）</th> <th>発見した不法投棄物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,577</td> <td>1,406</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4,715</td> <td>466</td> </tr> </tbody> </table> <p>口頭注意件数が減少した理由として、古紙相場の下落により、持去り行為者が減ったことが要因として考えられる。</p>		注意等	警告	過料	収集運搬 禁止命令	氏名等 公表 (*)	罰金	令和元年度	3,941	1	24	14	14	2	平成30年度	3,981	2	32	30	13	1		口頭注意（資源持去り禁止 条例周知チラシ）	発見した不法投棄物	令和元年度	1,577	1,406	平成30年度	4,715	466
	注意等	警告	過料	収集運搬 禁止命令	氏名等 公表 (*)	罰金																									
令和元年度	3,941	1	24	14	14	2																									
平成30年度	3,981	2	32	30	13	1																									
	口頭注意（資源持去り禁止 条例周知チラシ）	発見した不法投棄物																													
令和元年度	1,577	1,406																													
平成30年度	4,715	466																													

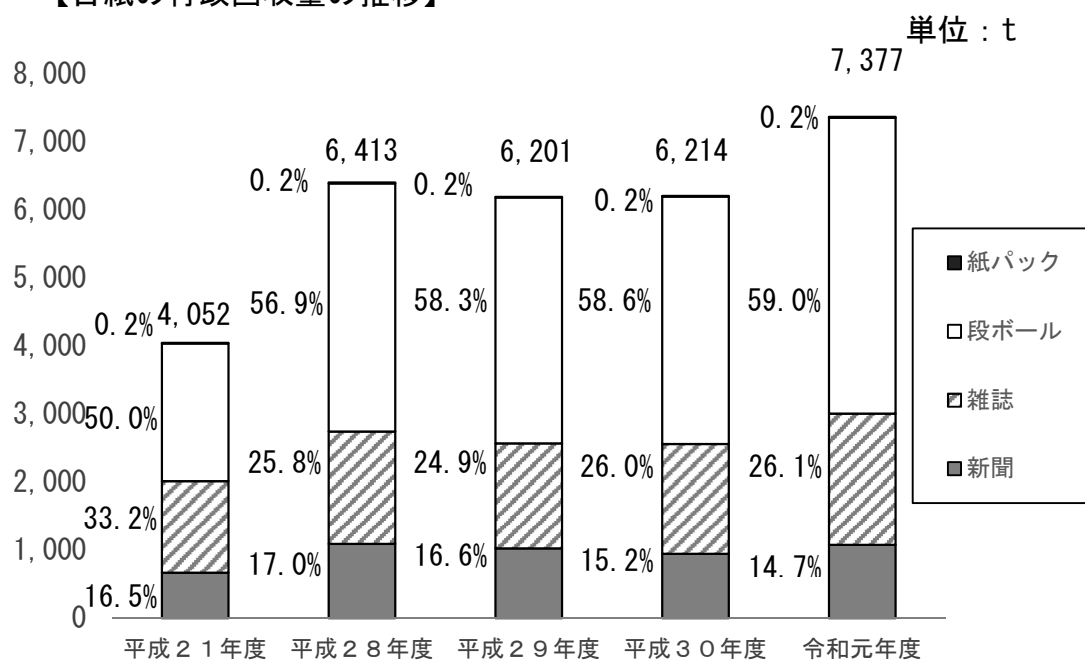
3 告発

禁止命令に従わずに、繰り返し持去り行為を行なう悪質な行為者2者に対し、綾瀬警察署及び西新井警察署と連携し取り締まりを行い、刑事告発を行なった。いずれも書類送検に至り、20万円の罰金刑に処された。

4 資源持去り対策による効果

古紙の行政回収量は、平成22年度の資源持去り禁止条例の制定以前に比べて増加しており、一定の効果があると考えられる。

【古紙の行政回収量の推移】



	新聞	雑誌	段ボール	紙パック	合計	前年比
令和元年度	1,081	1,929	4,353	14	7,377	119%
平成30年度	947	1,616	3,639	12	6,214	100%
平成29年度	1,029	1,543	3,616	13	6,201	97%
平成28年度	1,093	1,655	3,650	15	6,413	97%
平成21年度	669	1,347	2,026	10	4,052	—

※ 端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

令和2年度第1回足立区環境審議会資料

件名	ごみ屋敷対策及び落書き対策の実施状況について					
所管部課名	環境部生活環境保全課					
内 容	令和元年度ごみ屋敷対策及び落書き対策の実施状況について、以下のとおり報告する。					
	1 ごみ屋敷対策の実施状況（令和2年3月31日現在）					
	ごみ屋敷対策全体の解決率は90.7%、未解決事案は50件である。また、指導継続中のごみ屋敷対策事案は45件である。					
	(1) 相談受付及び解決累計件数（単位：件）					
			ごみ屋敷	樹木	その他	計
	平成 24～ 30 年度	受付	227	429	148	804
		解決	167	384	142	693
	令和 元年度	受付	21	44	0	65
		解決	31	62	2	95
	累計	受付	248	473	148	869
解決		198	446	144	788	
未解決 件数		50	27	4	81	
累計 解決率		79.8% (73.6%)	94.3% (89.5%)	97.3% (95.9%)	90.7% (86.2%)	
※ カッコ内は前年度末の累計解決率						
(2) 現在の対策状況（単位：件）						
	ごみ屋敷	樹木	その他	合計		
調査中	3	0	0	3		
指導継続	45	27	4	76		
勧告	2	0	0	2		
合計	50	27	4	81		
(3) 令和元年度に重点的に取り組んだごみ屋敷事案						
平成24年度から平成26年度の間に受け付けたごみ屋敷事案16件のうち、令和元年度中に6件を解決した。						

・ 事例

夫婦と子の3人世帯。戸建て住宅の敷地内が多く樹木に覆われ大量のごみ屋敷となっていたが、身体的及び経済的な問題を抱え、所有者は改善に手が付けられないでいた。

区は、平成31年1月に足立区生活環境保全審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、支援する方向で進めていたが、経費の全額を親類が援助することとなり解決した。その後、福祉部が中心となって世帯の対応に当たっている。

(4) 区による支援を行った件数

足立区生活環境の保全に関する条例に基づき、ごみ屋敷1件、樹木1件を支援した。

ア ごみ屋敷の支援

敷地の屋外に設置されているコンテナの上部に大量のごみが積み上げられ樹木も公道に越境していたが、経済的な問題により所有者は片付けられないでいた。地域ボランティアに協力をいただき樹木を伐採した。

(ア) 実施日 令和2年2月（令和元年12月審議会諮問）

(イ) 支援金額 648,912円（ごみの撤去・処分）

(ウ) 地域団体謝礼 100,000円（樹木の伐採）

イ 樹木の支援

敷地内のシュロの木等が大きく成長し、通学路や隣地駐車場まで越境して倒木の危険性があったが、経済的な問題により所有者は伐採できないでいた。

(ア) 実施日 令和元年10月（令和元年7月審議会諮問）

(イ) 支援金額 149,600円（樹木の伐採）

2 空き地の草刈対策の状況（令和2年3月31日現在）

空き地の適正管理（草刈）には自主草刈と委託利用がある。

- ・ 自主草刈 土地所有者自身が造園業者に委託し草刈りを行う。
- ・ 委託利用 土地所有者からの申し込みを受けて、区とあらかじめ委託契約を結んでいる造園業者が草刈りを実施し、要した費用を後日、土地所有者から区に納入する。

(1) 令和元年度の草刈解決件数の内訳について

	件数	割合	委託利用料収納率
自主草刈	27件	31.4%	
委託利用	59件	68.6%	100.0%（完納）
合計	86件	100.0%	

(2) 受付及び解決件数

年度		草刈(自主+委託)
平成30年度 以前に受付	対応継続分	5
令和元年度	受付	89
	解決	86
対応継続件数		8

対応継続8件については、引き続き指導していく。

(3) 今後の方針

夏場1回の雑草除去だけでは年内に再度繁茂し苦情が再発するケースがあるため、春・秋、年2回の実施を勧奨していく。

3 落書き対策の実施状況(令和2年3月31日現在)

(1) 区内の落書き状況

(単位:件)

落書き箇所	受付 状況	対応結果		
		消去済	対応中	未消去
個人敷地や中小企業等	72	63	5	4*
区の管理施設	33	33	0	0
国、都	30	27	3	0
道路、鉄道、電気事業者等	65	61	4	0
計	200	184	12	4*

* 連絡不通2件 支援拒否2件

(2) 今後の方針

区の支援を拒否する等の管理者には、粘り強く説得を図っていく。

4 情報発信について(ごみ屋敷対策、落書き対策)

令和元年度は、新聞、テレビ等の取材を10件受けた。これらの取材を通じて「足立区モデル」のごみ屋敷対策・落書き対策をPRし評価された。

令和2年度第1回足立区環境審議会資料

件名	不法投棄対策の実施状況について																																																																						
所管部課名	環境部生活環境保全課、都市建設部駐輪場対策担当課																																																																						
内容	<p>令和元年度不法投棄対策の実施状況を以下のとおり報告する。 平成26年4月から不法投棄総合窓口を設置後、平成27年5月から不法投棄110番を開設、平成30年4月からは民有地の不法投棄対策支援事業を開始し、区民からの通報や相談に応じている。</p>																																																																						
	<p>1 不法投棄総合窓口受付件数 1,199件(月平均100件) 単位：件</p>																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□個人敷地</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>▨事業用地</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>■区管理等</td> <td>64</td> <td>54</td> <td>62</td> <td>78</td> <td>59</td> <td>68</td> <td>89</td> <td>80</td> <td>86</td> <td>124</td> <td>79</td> <td>95</td> <td>938</td> </tr> <tr> <td>総合受付数</td> <td>88</td> <td>76</td> <td>84</td> <td>99</td> <td>81</td> <td>84</td> <td>109</td> <td>103</td> <td>111</td> <td>149</td> <td>101</td> <td>114</td> <td>1199</td> </tr> </tbody> </table>		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	□個人敷地	10	10	13	12	10	9	10	14	13	14	13	13	141	▨事業用地	14	12	9	9	12	7	10	9	12	11	9	6	120	■区管理等	64	54	62	78	59	68	89	80	86	124	79	95	938	総合受付数	88	76	84	99	81	84	109	103	111	149	101	114	1199
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																																									
□個人敷地	10	10	13	12	10	9	10	14	13	14	13	13	141																																																										
▨事業用地	14	12	9	9	12	7	10	9	12	11	9	6	120																																																										
■区管理等	64	54	62	78	59	68	89	80	86	124	79	95	938																																																										
総合受付数	88	76	84	99	81	84	109	103	111	149	101	114	1199																																																										
<p>総合受付件数は、前年度比14.5%増となった。</p>																																																																							
<p>2 不法投棄総合窓口受付年度別件数(平成26～令和元年度) 単位：件</p>																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□110番電話</td> <td>0</td> <td>123</td> <td>456</td> <td>555</td> <td>765</td> <td>941</td> </tr> <tr> <td>■110番WEB</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>35</td> <td>106</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>□その他通報</td> <td>480</td> <td>342</td> <td>158</td> <td>141</td> <td>181</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>480</td> <td>465</td> <td>614</td> <td>731</td> <td>1052</td> <td>1199</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	□110番電話	0	123	456	555	765	941	■110番WEB	0	0	0	35	106	145	□その他通報	480	342	158	141	181	113	合計	480	465	614	731	1052	1199																																				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																																																	
□110番電話	0	123	456	555	765	941																																																																	
■110番WEB	0	0	0	35	106	145																																																																	
□その他通報	480	342	158	141	181	113																																																																	
合計	480	465	614	731	1052	1199																																																																	

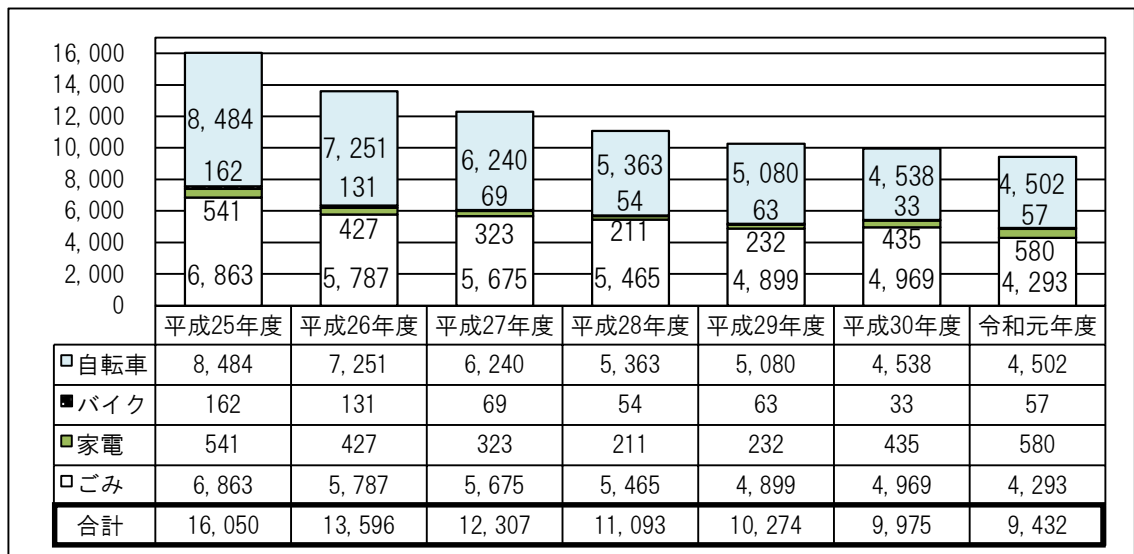
3 不法投棄処理個数 9,432 個

単位：個

内訳	区道	公園	集積所	私有地	合計	前年度	増減
自転車	4,455	6	14	27	4,502	4,538	-36
バイク	54	3	0	0	57	33	24
家電	61	49	460	10	580	435	145
ごみ	1,193	809	2,209	82	4,293	4,969	-676
合計	5,763	867	2,683	119	9,432	9,975	-543

不法投棄処理個数は、前年度比 5.5%減となった。

4 不法投棄年度別処理個数(平成～令和元年度 種類別一覧) 単位：個



処理個数はピーク時の平成 24 年度(20,000 個)比 52.8%減となった。

5 不用自転車無料引取台数(平成 26～令和元年度)

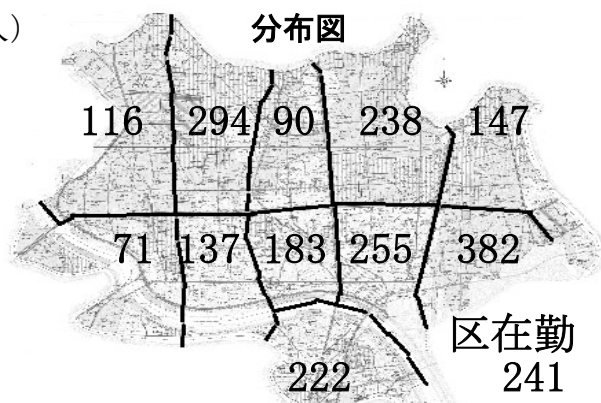
単位：台

移送場	竹の塚	中央本町	北綾瀬	扇	関屋	北千住南	千住大橋	五反野北	大師前	西新井	竹の塚西	竹の塚東	台数合計
26	937	1,147	1,336	734	0	0	0	0	0	0	0	0	4,154
27	1,025	989	1,178	694	662	0	0	0	0	0	0	0	4,548
28	1,045	1,055	1,210	695	736	0	0	0	0	0	0	0	4,741
29	1,064	1,027	1,285	662	364	397	311	336	0	0	0	0	5,446
30	939	831	1,140	669	263	408	296	342	0	0	0	0	4,888
R1	1,096	867	1,465	692	368	430	318	306	222	167	91	155	6,177

台数合計は前年度比 26.3%増となった。

6 通報協力員の登録数 (単位：人)

イベント	1,478
WEB申込	163
電話FAX	142
窓口	194
足立成和信用金庫	86
明治安田生命	313
計	2,376



7 協力員の通報件数(H30からの累計)

1～9回	254人	454件
11～27回	7人	134件
42～46回	2人	88件
57回	1人	57件
計	264人	733件

8 民有地の不法投棄物撤去件数

粗大ごみ減免	32
業者委託	10
指導員	9
計	51件

ゴールド会員(通報30回以上) 3人

9 防犯カメラ型センサーライト貸出数 193個

10 集積所における不法投棄対策の実績(8月1日開始)

- ① 不法投棄への注意喚起、通報協力を呼びかけるビラの貼付 263件
- ② 被害が再発し、警告ビラの張替えや住民への聞き込み・協力依頼 35件

11 重点対策

対策名	実施状況	
防犯カメラの設置	環境部1台、都市建設部3台、計4台設置。	
強化月間 年2回の不法投棄防止強化月間における啓発活動とパトロール。	5月30日から6月30日、10月1日から12月31日の期間中に庁有車へのマグネットシート貼付や、横断幕・懸垂幕の掲示、不法投棄多発箇所のパトロールを行った。 ○費用 735,538円	
看板等の設置 不法投棄多発場所に不法投棄防止看板等を設置し不法投棄を抑制する。	不法投棄防止看板149枚、不法投棄厳禁看板39枚、ビュー坊看板7枚、合計195枚の貸出や、町会自治会向けA4版防止シールを配布した。また、防犯カメラ型センサーライトを193個貸出した。 ○費用 4,704,941円	
撤去・処分費用	緊急撤去 3,494,080円	通常撤去 5,708,125円
	防犯設備課 (都道も含め、道路上の危険物を73件撤去)	足立清掃事務所、工事課、公園管理課、交通対策課、生活環境保全課